

道路・法定外公共物等占用許可について

1 一般基準

占用物件については、次に定める場所、条件によるものとする。

ただし、占用物件の種類、道路の構造等により、これらに規定に一致することが困難であると認められる場合は、協議すること。

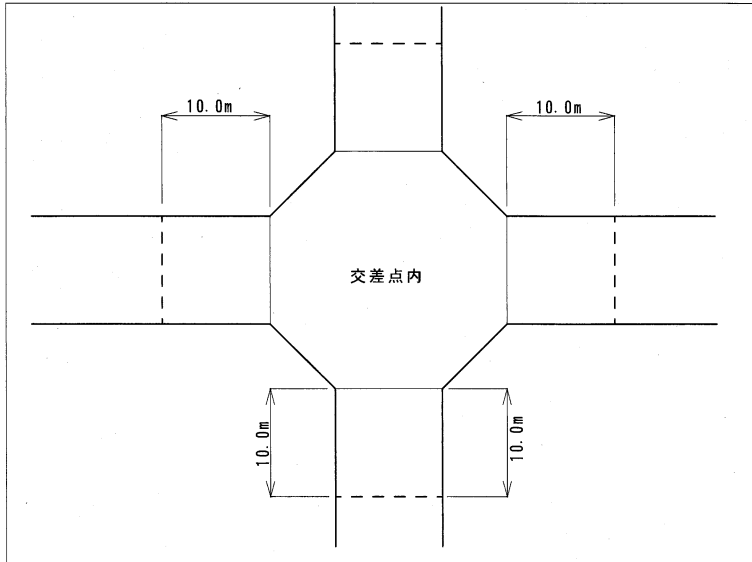
1.1 道路上における占用の場所

- ① 路面に接し設ける占用物件は、原則として法面、側溝上若しくは歩車道区分のある道路においては歩道の車道寄りとし、歩車道区分のない道路においては路端寄りとすること。
ただし、占用物件の種類、道路の構造により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼす恐れのない限り、分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分とすることができる。
- ② 路面に接しないで設ける占用物件の最下部、又は路面に接して設ける占用物件の付属物で接しない部分の最下部と路面との距離は4.5m以上とすること。
ただし、歩車道区分のある道路の歩道上においては2.5m以上とすることができる。
- ③ 歩車道区分のある道路においては、原則として、車道寄りの25cm以内には占用物件を設けないこと。
- ④ 次に掲げる場所は、原則として占用は認められないものとする。
 - ア 交差点の側端又は道の曲がり角から10m以内の部分(図1)
 - イ 横断歩道の側端から10m以内の部分(図2)
 - ウ バス停留所から10m以内の部分
 - エ 消火栓又は消防施設から10m以内の部分
 - オ 道路標識から10m以内の部分
 - カ 橋、トンネル又は踏切から10m以内の部分ただし、交通量が少なく、一般交通への障害が少なく、やむを得ぬ場合は5m以内とすることができる。

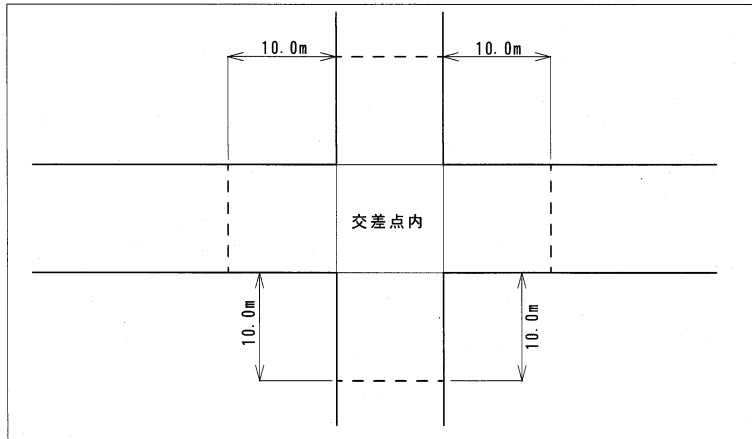
占用の制限箇所

----- 点線より内側が乗入設置制限範囲

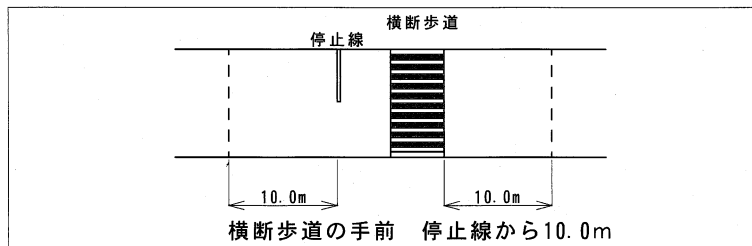
交差点 隅切りがある場合



交差点 隅切りがない場合



横断歩道



1.2 占用の条件

- ① 一般交通の安全性を損なわず、著しく機能上支障をきたさないものであること。
- ② 信号機、道路標識又はカーブミラー等が見にくならないこと。
- ③ 意匠及び色彩は、街の美観を考慮したものであること。
- ④ 営利を目的とした広告物等の添加、貼付及び塗装は認めないものとする。
- ⑤ 信号機、道路標識に類似した色、形状のものは、認めないものとする。
- ⑥ 道路管理者及び公安委員会が設けた施設への添加は、認めないものとする。
- ⑦ 二次占用の場合、被添加物件所有者又は管理者の承諾のないものは、認めないものとする。
- ⑧ 占用物件に起因して、第三者及び道路管理者に被害を与え、又第三者と紛争が生じた場合は、占用者の負担において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。
- ⑨ 不要になった占用物件については、占用者の負担において撤去することを原則とする。ただし、そのまま残しても、管理上問題がない、又は撤去に伴い重大な支障を生じるため、道路管理者が撤去しなくてもよいと判断した場合は、この限りでない。
- ⑩ 占用料は、「鈴鹿市道路占用料徴収条例」及び「鈴鹿市法定外公共物管理条例」に基づき徴収するものとする。

※ 関係法令等

道路法施行令第10条

鈴鹿市道路占用料徴収条例

鈴鹿市道路占用規則

鈴鹿市法定外公共物管理条例

鈴鹿市法定外公共物管理条例施行規則

1.3 地下埋設管路関係

地下埋設管路関係の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- ① 道路の縦断方向へ埋設する場合は、歩道を有する道路にあつては、歩道の地下に埋設すること。
ただし、既設の占用物件等により歩道敷の地下に余地がない場合は、車道の歩道寄りの地下に埋設することができる。又、歩道敷を有しない道路にあつては、極力路端寄りの地下に埋設することができる。
- ② 道路の復旧については、本市の「道路路面復旧基準」により行うこと。
- ③ 道路の横断箇所は、必要最小限にすること。又、原則として横断管路は道路縦断方向に対し直角に埋設すること。
- ④ 埋設管路上部には、「別表1」の区分における標準色の標示テープを貼付して埋設し、掘り返し等における事故を防止すること。
- ⑤ 埋設する管路の深さは、埋設する道路の最低部を基準として、当該車道の舗装構成(路盤より上部)に0.3mを加算した数値(これが0.6mに満たないときは0.6mとする。)以上を原則とする。
ただし、下水道本線、石油管は別途基準による。
- ⑥ 前号の規定にかかわらず、以下の管路については、次のとおりとする。
 - ア 電気事業及び電気通信事業並びに水道事業及びガス事業にかかるものについては、埋設する道路の最低部を基準として、当該車道の舗装構成(路盤より上部)に0.3mを加算した数値(これが0.6mに満たないときは0.6mとする。)以下としないこと。
 - イ 下水道事業にかかるものについては、埋設する道路の最低部を基準として、当該車道の舗装構成(路盤より上部)に0.3mを加算した数値(これが0.6mに満たないときは0.6mとする。)以下としないこと。又、下水道管に外圧1種ヒューム管を用いる場合には、当該下水道管と路面との距離は1m以下としないこと。
 - ウ 歩道の地下に埋設する場合には、土被りを0.5m以下にしないこと。
ただし、車両の乗入口において、土被りが0.6mに満たない場合は、所要の防護措置を講じなければならない。なお、マウンドアップ式歩道の土被りは、車道の路面からとする。

- ⑦ 「道路法施行令第12条第4項」に該当する「下水道の本線」の解釈は、内径350mmを超える下水道管を「本線」として取扱い、土被りを3m(工事実施上やむを得ない場合にあっては1m)以下としないこと。内径350mm以下の下水道管については、土被り(管頂部と路面との距離)を1.2m以上とすること。
- ただし、「別表2」に掲げる下水道管路については、前項の「イ」によることができる。なお、このことは分流式の污水管のみとする。
- ⑧ 占用しようとする箇所に、他の既存占用物件又は側溝等構造物がある場合は、0.3m以上離隔をとること。
- ⑨ 交差点内のマンホールへの設置は極力避けること。
- ⑩ マンホール及びハンドホール蓋は平板とし、路面と同一勾配、同一高さに加工すること。

別表1

種別	標準色	種別	標準色
電気	赤色	下水	茶色
水道	青色	工業用水	白色
ガス	緑色	その他	黄色
電力	オレンジ色		

1.4 道路占用工事の許可条件並びに工事施工方法について

※関係法令等

道路法第32条, 第33条第二項の規定による。

道路法施行令 第7条から第17条の規定による。

道路法施工規則第四条三から第四条四の七, 第四条五の五の規定による。

本市の道路路面復旧基準による。

上記の関連法令の他, 国土交通省の通達等の規定による。